

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

# 令和8年度 大村市 集団指導 (令和8年9月17日)

令和8年度末に経過措置が終了する事項  
(令和9年度から必須事項)

## 令和8年度末に経過措置が終了する事項

### (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

#### 【対象サービス】

- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・看護小規模多機能型居宅介護

# 令和8年度末に経過措置が終了する事項

## (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

### 【根拠条例】

- ・大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第107条の2（第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する。）
- ・大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例 第64条の2（第87条において準用する。）

### 【条例抜粋】

事業者は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

# 令和8年度末に経過措置が終了する事項

## (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

【解釈通知（指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）抜粋）】

介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、**利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものである**。なお、本条の適用に当たっては、令和6年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和9年3月31日までの間は、努力義務とされている。本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、**管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること**。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。

また、本委員会は、定期的に開催することが必要であるが、**開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化（けいがいか）することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい**。あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「**介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン**」等を**参考**に取組を進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「**医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス**」、厚生労働省「**医療情報システムの安全管理に関するガイドライン**」等を遵守すること。なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。委員会の名称について、法令では「**利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会**」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。

# 令和8年度末に経過措置が終了する事項

## (2) 協力医療機関との連携

### 【対象サービス】

- ・地域密着型介護老人福祉施設

### 【根拠条例】

- ・大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第174条（第191条（ユニット型地域密着型介護老人福祉施設の項目）において準用する。）

# 令和8年度末に経過措置が終了する事項

## (2) 協力医療機関との連携

### 【条例抜粋】(協力医療機関等)

第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) **入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。**  
(→(介護予防)認知症対応型共同生活介護については、令和6年度から義務化)
- (2) **当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。**  
(→(介護予防)認知症対応型共同生活介護については、令和6年度から義務化)
- (3) **入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。**
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。